

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年10月1日（平成27年（行情）諮問第600号）

答申日：平成28年4月22日（平成28年度（行情）答申第17号）

事件名：「防衛駐在官の概要について（防衛記者会勉強会用資料）」等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象期間：2015年1月1日～3月末日）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 防衛駐在官の概要について（防衛記者会勉強会用資料）

文書2 参考資料集

文書3 記者勉強会用資料（普天間飛行場の移設事業）

文書4 記者勉強会用資料（キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還について）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月24日付け防官文第7137号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟による準備書面）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるもので

ある。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(2) 意見書1

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟による準備書面）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実、諮問庁は防官文第17119号における開示決定でWordファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

確認事項①：対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

確認事項②：変更履歴

確認事項③：「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報

(必要とする理由①)

本件理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度(行情)答申第75号及び平成25年度(行情)答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(必要とする理由②)

ワード(W o r d)等で作成された文書(電磁的記録)の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(必要とする理由③)

理由説明書では、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定(平成18年8月3日付け防官文第7679号)では、「北朝鮮のミサイル発射について(案)」と題するワード(W o r d)等で作成された文書(電磁的記録)が開示され、履歴情報についても開示されている。

(3) 意見書2

「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とは何を指しているのか
諮問庁は明らかにするべきである。

「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付
け防官文第4639号）とは、諮問庁が最初に言い始めた言葉であり、
これが履歴情報を指すのか異議申立人は分からない。

仮にそれが履歴情報であったとしても、組織共有文書であれば、開示
対象になることは上記（2）で主張したとおりである。

また、諮問庁は「履歴情報等」と称していることから、「本件対象文
書の内容と関わりのない情報」には履歴情報にとどまらないことは明白
である。

であれば「等」に該当する情報とは何であるかを諮問庁が明らかにし
ないのであれば、法その他関連法令において開示・不開示を判断しなけ
ればならない趣旨の規定が存在するのか、それこそ判断できないのであ
る。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とは何
を指しているのか諮問庁は明らかにするべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象
期間：2015年1月1日～3月末日）。*電磁的記録が存在する場合、
その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政
文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成27年4月
24日付け防官文第7137号による開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

（1）異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、
本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録
が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の
電磁的記録は、文書3以外の文書はPDFファイル形式であるが、それ
以外の電磁的記録は保有しておらず、文書3については、PDFファイ
ル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFフ
ァイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知
書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べ
るが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式ま
で明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないこ

とから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月4日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ④ 平成28年4月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象期間：2015年1月1日～3月末日）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして文書1ないし文書4（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 記者クラブ勉強会資料について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 記者クラブ勉強会は、記者クラブからの特定のテーマについての説

明依頼に応じて開催するものである。

記者クラブ勉強会を主催するのは広報課であり、開催依頼を受けた同課が、記者クラブが説明を求めるテーマについて、それを担当する部署に対して開催依頼があった旨伝達し、日程調整をした上で開催日を決定している。

イ 記者クラブ勉強会で使用する資料は、同勉強会のテーマを担当する部署が防衛白書及び報道資料などホームページ等で公表している既存の各種資料からテーマに即した資料を抽出して作成し、必要な手続（課内決裁）を経て広報課へ交付される。

なお、担当部署から交付された記者クラブ勉強会資料は、広報課において行政文書として保存している。

ウ 本件対象文書のうち文書3は、いわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。また、文書3以外の文書は、各文書の担当部署から広報課がPDFファイル形式の電磁的記録を受領したものである。

(2) そこで検討すると、文書3以外の文書については、その使用目的等に照らすと、PDFファイル形式以外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえない。

また、文書3については、そもそも原処分においてPDFファイル形式以外の電磁的記録が特定されていたものと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、開示の実施の方法等は、法18条に基づいて諮問すべき事項に当たらないため、当審査会が答申すべき対象であるとは認められない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子